

藤沢市学習文化センター条例施行規則の一部改正について
藤沢市学習文化センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

2 0 0 5 年(平成 1 7 年) 1 月 1 4 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 中 村 喬

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成 1 7 年 4 月 1 日

提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市学習文化センター条例の一部改正に伴い、学習文化センターの使用料に係る規定を追加する必要がある。

藤沢市学習文化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 數野隆人

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市学習文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市学習文化センター条例施行規則（昭和63年藤沢市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第10条」に改める。

第2条の見出し中「利用時間」を「使用時間」に改め、同条第1項中「センターの利用時間」を「センターの施設の使用時間」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

・ 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

第2条第3項中「利用時間」を「使用時間」に、「休館日を変更し、若しくは別に定める」を「休館日に開館し、若しくは開館日に休館する」に改める。

第3条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条中「利用できる」を「使用することができる」に改める。

第4条の見出し中「利用原則」を「使用原則」に改め、同条中「利用する」を「使用する」に改める。

第5条の見出し中「承認」を「使用の許可」に改め、同条第1項中「承認」を「使用の許可（以下「使用許可」という。）に改め、同項第1号及び第2号中「利用しよう」を「使用しよう」に改め、同条第2項中「利用代表者名」を「使用代表者名」に改める。

第6条を次のように改める。

（使用許可に関する決定）

第6条 前条の申請は、先着順で受理し、使用料の納付をもって許可するものとする。ただし、第8条第2項に該当する場合はこの限りではない。

第7条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条中「利用の承認を受けたものは、その利用を取り止めた」を「使用申請を受理され又は使用許可されたものは、その使用を取り止めようとする」に改める。

第9条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「利用者」を「使用者」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(使用料の減免基準等)

第8条 条例第6条の規定により使用料を減額する場合は、国又は神奈川県が使用する場合とし、5割の減額とする。

2 条例第6条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

- ・ 教育委員会又は市が使用する場合
- ・ 障害者を主たる構成員とする団体が使用する場合
- ・ 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合

3 条例第6条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、施設使用料減免申請書によりあらかじめ教育委員会に申請しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

第10条の次に次の1条を加える。

(書類の様式)

第11条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

藤沢市学習文化センター条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">藤沢市学習文化センター条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和63年3月31日 教委規則第17号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、藤沢市学習文化センター条例(昭和63年藤沢市条例第22号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、藤沢市学習文化センター(以下「センター」という。)の管理等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用時間及び休館日)</p> <p>第2条 センターの施設の使用時間は、午前9時から午後10時(月曜日にあつては、午後5時)までとする。</p> <p>2 センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで</u></p> <p>(2) 保守点検その他の施設管理を行うために必要があると認める日</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めたときは、<u>使用時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは開館日に休館することができる。</u></p> <p>(会議室等使用の団体登録)</p> <p>第3条 センターの会議室及び設備を使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当する社会教育関係団体で別に定める様式により教育委員会に登録した団体及び公共団体(以下「登録団体等」という。)とする。</p> <p>(1) 全市的に組織された連合団体</p> <p>(2) 広域的に組織された団体</p> <p>(3) 芸術等の分野で指導的立場にある者で組織された団体</p> <p>(4) 青少年施設その他この市の区域内において活動している青少年関係団体</p> <p>(5) その他特に振興すべき団体</p>	<p style="text-align: center;">藤沢市学習文化センター条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和63年3月31日 教委規則第17号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、藤沢市学習文化センター条例(昭和63年藤沢市条例第22号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、藤沢市学習文化センター(以下「センター」という。)の管理等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用時間及び休館日)</p> <p>第2条 <u>センターの利用時間は</u>、午前9時から午後10時(月曜日にあつては、午後5時)までとする。</p> <p>2 センターの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>12月28日から翌年の1月4日までの日</u></p> <p>(2) 保守点検その他の施設管理を行うために必要があると認める日</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めたときは、<u>利用時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは別に定めることができる。</u></p> <p>(会議室等利用の団体登録)</p> <p>第3条 センターの会議室及び設備を利用できるものは、次の各号のいずれかに該当する社会教育関係団体で別に定める様式により教育委員会に登録した団体及び公共団体(以下「登録団体等」という。)とする。</p> <p>(1) 全市的に組織された連合団体</p> <p>(2) 広域的に組織された団体</p> <p>(3) 芸術等の分野で指導的立場にある者で組織された団体</p> <p>(4) 青少年施設その他この市の区域内において活動している青少年関係団体</p> <p>(5) その他特に振興すべき団体</p>

(会議室の**使用原則**)

第4条 会議室の全部又は一部を連続して**使用する**場合は、原則として次に定めるとおりとする。

- (1) 1室の場合は、3日以内とする。
- (2) 2室の場合は、2日以内とする。

2 会議室を1月に**使用する**ことができる回数は、1団体につき4回以内とする。

(**使用の許可の申請**手続)

第5条 条例第3条第1項の**使用の許可**(以下「**使用許可**」という。)を受けようとする登録団体等は、次の各号に掲げる登録団体等の区分に応じ当該各号に定める期間内に教育委員会に申請をしなければならない。

- (1) 第3条第1号から第3号までのいずれかに該当する登録団体等
センターを**使用しよう**とする日の属する月の2月前の月の初日から当該センターを**使用しよう**とする日の前日まで
- (2) 第3条第4号及び第5号に該当する登録団体等
センターを**使用しよう**とする日の属する月の1月前の月の初日から当該センターを**使用しよう**とする日の前日まで

2 前項の申請は、会議の名称、**使用代表者名**及び参加予定人員等を申し出て行うものとする。

(**使用許可に関する決定**)

第6条 前条の申請は、先着順で受理し、使用料の納付をもって許可するものとする。ただし、第8条第2項に該当する場合はこの限りではない。

(**使用の取消の申し出**)

第7条 使用申請を受理され又は使用許可されたものは、その使用を取り止めようとするときは、速やかにその旨を教育委員会に申し出なければならない。

(**使用料の減免基準等**)

第8条 条例第6条の規定により使用料を減額する場合は、国又は神奈川県が使用

(会議室の**利用原則**)

第4条 会議室の全部又は一部を連続して**利用する**場合は、原則として次に定めるとおりとする。

- (1) 1室の場合は、3日以内とする。
- (2) 2室の場合は、2日以内とする。

2 会議室を1月に**利用する**ことができる回数は、1団体につき4回以内とする。

(**承認の申請**手続)

第5条 条例第3条第1項の**承認**を受けようとする登録団体等は、次の各号に掲げる登録団体等の区分に応じ当該各号に定める期間内に教育委員会に申請をしなければならない。

- (1) 第3条第1号から第3号までのいずれかに該当する登録団体等
センターを**利用しよう**とする日の属する月の2月前の月の初日から当該センターを**利用しよう**とする日の前日まで
- (2) 第3条第4号及び第5号に該当する登録団体等
センターを**利用しよう**とする日の属する月の1月前の月の初日から当該センターを**利用しよう**とする日の前日まで

2 前項の申請は、会議の名称、**利用代表者名**及び参加予定人員等を申し出て行うものとする。

(**利用の承認に関する決定**)

第6条 前条の申請に係る承認又は不承認は、申請の順序により決定するものとする。

(**利用の取消の申し出**)

第7条 利用の承認を受けたものは、その利用を取り止めたときは、速やかにその旨を教育委員会に申し出なければならない。

する場合とし、5割の減額とする。

2 条例第6条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

(1) 教育委員会又は市が使用する場合

(2) 障害者を主たる構成員とする団体が使用する場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合

3 条例第6条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、施設使用料減免申請書によりあらかじめ教育委員会に申請しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第9条 センターの使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(2) 許可なく危険物を持ち込まないこと。

(3) 許可なく物品の販売を行わないこと。

(4) 不特定な者を対象として活動を行わないこと。

(使用制限)

第10条 教育委員会は、センターの管理上支障があると認められる者には入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(書類の様式)

第11条 この規則の規定により必要とする書類の様式は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(遵守事項)

第8条 センターの利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(2) 許可なく危険物を持ち込まないこと。

(3) 許可なく物品の販売を行わないこと。

(4) 不特定な者を対象として活動を行わないこと。

(利用制限)

第9条 教育委員会は、センターの管理上支障があると認められる者には入館を拒み、又は退館を命ずることができる。